

「教育資金贈与の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度と改正事項」

1. 制度の概要

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、30歳未満の方が、直系尊属(祖父母等)から教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき贈与を受けた場合には、1,500万円までは贈与税が非課税となります。

2. 教育資金の範囲

非課税となる教育資金の範囲は以下です(社会通念上相当と認められるものに限る)。

(1) 学校等に対して支払われる費用

入学金、授業料、学用品の購入費、修学旅行等の教育に伴って必要な費用

(2) 学校等以外で教育を受けるために支払われる費用

① 学習塾やスポーツ教室等の教育や教養の向上のための活動にかかる費用

② 通学定期代、留学のための渡航費

3. 令和5年度税制改正による改正事項について

適用期限が3年延長されるとともに、課税上の取扱いが以下のように定められました。

(1) 教育資金管理契約の終了の日までに、贈与者が死亡した場合において、贈与者の相続税の課税価額が5億円を超えるときには、受贈者が23歳未満である場合でも相続税が課税される。

(2) 教育資金管理契約が終了した場合において、管理残額に暦年課税の贈与税が課されるときには、一般税率が適用される。

(参考) 贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係 \ 拠出時期	～H31. 3. 31	H31. 4. 1～ R3. 3. 31	R3. 4. 1～ R5. 3. 31	R5. 4. 1～
管理残額の相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
上記のうち受贈者が23歳未満に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり(*)
相続税の2割加算	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

(*) 相続税の課税価格が5億円以下の場合課税なし

(出所：国税庁『祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし』)



詳しくは担当者にお尋ねください
ホームページにも掲載しております
<https://www.nakano-cpa.com/>